

教育・保育の量の見込みの算出にあたっての考え方(案)

○ 教育・保育提供区域の設定に関する事項

1号認定・・・全市域

2号認定・・・行政区を基本

3号認定・・・行政区を基本 として提供区域を設定する。

○ 各年度における教育・保育の量の見込み

・ニーズ調査結果を、国の手引きに基づき算出した教育・保育の量の見込み(暫定案)については、次の点を勘案して補正を行う。

1 量の見込みの算出にあたり、ニーズ調査に表れないニーズを一定反映

・現在予測不可能な保育ニーズへの対応

例) 家族の介護や疾病、母親の出産等

児童数に0歳、1・2歳—10% 3～5歳—5% を上積み

2 潜在的保育ニーズは、段階的に出現すると予測されることから、平成30年度当初をめざして、伸び率を平均化して算出。

※1 今回算出した量の見込みは、全市域におけるニーズ量(暫定案)であり、その旨を付して大阪府に報告を行う。今後、行政区ごとに算出する予定であり、量の見込み(暫定案)については変更もありうる。

※2 なお、「教育・保育の提供体制の確保の内容」及びその「実施時期」については、次回以降に議論